

市民の司法判断傾向

——検察審査員経験者を対象にした調査——

山崎 優子¹⁾・石崎 千景²⁾・サトウタツヤ³⁾

(立命館大学人間科学研究所¹⁾・九州国際大学法学部²⁾・立命館大学総合心理学部³⁾)

2009年に検察審査会の議決に強制力が付与され、司法に民意が反映される機会が増した。しかし、検察審査会の議決の妥当性については、批判的な議論がみられる。たとえば、民意と法律は時として相反するという議論、有罪の確信がないまま起訴することは容疑者にとって弊害であるという議論である。本研究の目的は、検察審査員経験者を対象とした調査を実施し、検察審査会の議決に影響する要因、検察審査会制度に対する認識を明らかにすることにある。調査の結果、検察審査員経験者は、「常識」にもとづいて判断する傾向が強く、「法律の理解」が必要と認識した場合であっても、必ずしも法律にもとづいて判断しない傾向が示唆された。また、検察審査会制度の改善点としては、文書の多さ、任期期間の短さ、検察審査員の選出方法、法律等の知識の提供、が挙げられ、「市民の常識的判断の司法への反映」「被害者の救済」にその意義を求める傾向がみられた。

キーワード：検察審査会制度、民意、被害者の救済

立命館人間科学研究, No.35, 81-91, 2017.

I. 問題

検察の不起訴処分に不服がある者からの審査申立を検察審査会が受理した場合、選挙権を有する国民からくじで選出された11人の検察審査員が審査を行う(検察審査会法第4条)。審査の結果、8人以上が賛成した場合には、起訴議決となる(検察審査会法第46条の6)。検察審査会制度が注目を浴びたのは、2009年に検察審査会の議決に拘束力が寄与されたことを契機とすると思われる。議決に拘束力が寄与されたことにより、検察審査会制度の目的である「公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図る」(検察審査会法第1条)の「公訴権の実行に関し民意を反映させる」ことが強化されたといえる。しかし、「適正を図る」こと、つまり、検察

審査会の議決の妥当性を巡っては、いくつかの議論がみられる。例えば、明石歩道橋事故で元社長3人を「起訴相当」とした神戸第1検審の議決について、元札幌高裁判事は「市民感覚と、法的な過失の間でズレが生じている」と述べている(毎日新聞2010)。また、東京電力福島第1原発事故で会長ら3人を「起訴相当」とした東京第5検審の議決について、「強制起訴される被告の負担を考えても、検察と市民感覚の『二重基準』ができていない現在の制度を見直すべきではないか」と制度を批判する声もあがっている(毎日新聞2014)。今関(2011)は、“良識や常識”は、時として法の敵対者であると言っている。

アメリカの大陪審のように“起訴を抑制する役割こそ、検察審査会が担うべき”(中島2013)という議論もみられる。もともと、検察審査会制度は、GHQ(連合軍総司令部)の求めに応じ

1948年に施行された。「市民から選ばれた代表者が公訴権を行使する大陪審を採用するように」とのGHQの要求に対して、日本政府は国民性などを理由に拒絶し、検察が独占する公訴権行使の妥当性を事後的に市民の代表が審査する制度となった(中島 2013)。五十嵐(2012)は、大陪審制が不起訴を増やす(検察の起訴の妥当性を判断する)制度であるのに対し、検察審査会制度は、起訴を増やす(検察の不起訴の妥当性を判断する)制度であるとしている。また、「司法への民意の反映」をふまえた上での、制度見直しについての提言もみられる。春日(2011)は、多数決による起訴議決の決定では、質を無視した量の民主主義になりかねないとし、“市民の無謬性を前提とし、多様な「民意の反映」を前提とするなら、全会一致性を導入すべき”としている。

上記の議論は、起訴議決が増え、被疑者に不利益がもたらされることへの危惧のあらわれと考えられる。2016年3月1日の時点で、強制起訴となった9件のうち、裁判で有罪が確定されたケースは2件のみであり、3件は無罪が確定している(読売新聞東京夕刊 2016)¹⁾ 検察の起訴したケースと比較して、検察審査会の議決によって強制起訴となるケースでは極端に有罪となる率が低い。

両ケースで有罪となる率にちがいが生じる要因として、第一に、起訴の際の嫌疑の程度(起訴の際に有罪の確信は必要か)(福井 2013)、第二に、申立人の処罰感情の審査への影響が考えられる。

福井(2013)によると、検察審査会の議決が、被疑者の有罪について「合理的疑いを越える証明」が可能か否かにもとづいて下すことは、法的に求められない。しかし、検察官は、「犯罪の嫌疑が認められる程度ではなく、裁判で、有罪となるという確証を得た場合にのみ起訴する」(司法研修所 2012)。厳しい起訴の基準を設ける検察に対して、検察審査会の起訴の基準は明確でない。そして、このことが、両ケースで有罪となる率にちがいをもたらしていると思われる。

また、先行研究によると、被害者の意見陳述が陪審員の感情的判断を導く(Myers & Greene 2004)。被害者の写真を目にする(仲 2009)、被害者遺族の処罰感情を報道で知ること(山崎・石崎 2011)で、市民の判断が有罪方向に影響される。検察審査会においても、審査申立人を呼び出し、尋問することができることから、被害者側の意見陳述が、検察審査員の判断に影響を及ぼす可能性が考えられる。あるいは、被害や社会に与える影響が甚大な事案であれば、申立人の処罰感情を汲んで、判断に影響する傾向が強まるかもしれない。春日(2012)は、検察審査会での起訴議決の判断は、社会的影響の大きさ、国民の関心の強さから、法廷で明らかにすべきという考えが先行していると指摘する。

検察審査会制度の在り方をめぐる議論を深めるには、検察審査員の判断を市民感覚(民意)と専門家の判断との齟齬を明らかにする必要があるだろう。検察審査会の審議は「非公開」であり、議事録は公開されない。そのため、本研究では、検察審査員経験者を対象とした調査を実施し、審査に影響した要因を明らかにするとともに、検察審査会制度に対する認識を明らかにすることを目的とした。

1) ①明石歩道橋事故(1・2審とも免訴となり、現在上告中)、②JR福知山線脱線事故(1・2審無罪、現在上告中)、③未公開株取引を巡る詐欺事件(無罪(確定))、④陸山会事件(無罪(確定))、⑤尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件(起訴状が送達されず公訴棄却)、⑥飲食店従業員への暴行事件(科料9000円(確定))、⑦教え子への準強姦事件(無罪(確定))、⑧柔道教室での業務上過失傷害事件(禁固1年、執行猶予3年(確定))、⑨東京電力福島第一原発事故

II. 検察審査員経験者に対する質問紙調査

本研究で検討したのは、下記の4点についてである。

- (1) 検察審査員に選ばれる前の検察審査会制度についての知識
- (2) 審査に影響した要因
- (3) 検察審査会制度の改善点に対する認識
- (4) 検察審査会制度の意義に対する認識

III. 方法

協力者 検察審査協会²⁾に所属している検察審査員経験者で、調査協力に同意した31人であった³⁾。審査にあたった時期は、下記のとおりであった。2009年以降（検察審査会の議決に強制力が付与されて以降）3人（60代2人、70代1人）、2002年～2006年7人（40代1人、50代1人、70代2人、80代以上2人、不明1人）、1997年～2001年8人（50代1人、60代5人、70代2人）、1992年～1996年5人（60代1人、70代4人）、1991年以前6人（70代3人、80代3人）。審査員に選ばれたが審査にあたらなかった人は2人（60代1人、年齢不明1人）。

材料 質問紙（A4用紙5ページ）を用いた。主な質問項目は表1に示した12項目であった。(1)～(3)は検察審査会についての知識、(4)～(10)は審査内容、(11)は検察審査会制度の改善点に対する認識、(12)は検察審査会制度の意義に対する認識についてであった。

手続き 郵送あるいは対面で質問紙を配布し、回答を求めた。なお、調査は、2012年10月か

ら2013年4月にかけて実施した。

IV. 結果

(1) 検察審査員に選ばれる前の検察審査会についての知識、(2) 審査に影響した要因、(3) 検察審査会制度の改善点に対する認識、(4) 検察審査会制度の意義に対する認識 の順に結果を示す。

1. 検察審査員に選ばれる前の検察審査会制度についての知識

表1の(1)をみると、「(検察審査員になる前の)検察審査会制度についての知識」は、5段階評価で2.2と低い。また、表1の(2)の「(検察審査員の候補者に選ばれた際の)検察審査会制度についての説明の十分さ」、表1の(3)の「(表1の(2)の)説明内容の理解の程度」は、5段階評価でそれぞれ、3.8、3.6となっている。

「検察審査会制度についての知識」と、「検察審査会制度についての説明の十分さ」、「説明内容の理解の程度」との関係を見るために、回答結果をカテゴリー別に分類し（いずれも5件法で回答を求めたが、それぞれ3カテゴリーに分類した）、結果を表2にまとめた。表2によると、(検察審査員になる前に)検察審査会制度の存在を「知らなかった」者は71%（22人）であるが、検察審査会制度についての説明が「十分」であったと判断した者、説明内容を「理解できた」と判断した者は、いずれも59%（22人中13人）である。一方で、検察審査会の存在を「知っていた」者は26%（8人）と少ないものの、全員が説明内容は「十分」であった、説明内容を「理解できた」と回答している。

以上、「(検察審査員になる前に)検察審査会制度についての知識」がなかった者は71%と過半数を占め、「説明内容」を十分理解することが容易でない傾向が示唆された。

2) 検察審査員経験者がつくる団体。検察審査会制度のPR活動などを行っている（読売新聞2014）。

3) 検察審査協会代表を通して、調査協力を求めた。調査参加は任意であることを説明し、調査協力者には、プライバシーは確実に守られること、途中で調査から離脱できることを明記した同意書へのサインを求めた。

2. 審査に影響した要因

表1の(4)の「審査した事案」の回答結果については、自由記述で得られた回答をKJ法(川喜田1967;川喜田1970これ以降も同様)に準じた方法で、カテゴリー分類した。その結果、審査した事案は、“業務上過失致死傷(自動車運転過失致死傷)”が72%(21人)と最も多く、それ以外は、“横領”、“マンション管理”、“遺産相続”、“隣人問題”、“個人情報流出”、“詐欺”と多岐にわたっている。また、表1の(5)の「審査の際の法律の知識の必要性」については、審査した事案によって判断が異なる傾向にある。「法律の知識が必要であった程度」について5件法で求めた評定値は、“横領”、“マンション管理”、“遺産相続”が4.0と、「必要」とする傾向にあるのに対し、“隣人問題”は2.0と「必要でない」、それ以外の事案については、「どちらともいえない」と回答する傾向にあった。

表1の(6)の(イ)、(表1の(5)で「法律の知識が必要」とした者が)「必要な知識を誰から説明を受けたか」については、“事務局”が6人と最も多く、“自分(で調べた)”、“事務局と自分(で調べた)”がそれぞれ3人、それ以外が1人であった。事案別にみると、“業務上過失致死傷(自動車運転過失致死傷)”は9人中2人、“横領”は2人中1人が自分(で調べた)と回答し、“マンション管理”は“事務局・自分以外の者”と回答している。また、(ロ)「知識の理解度」については、“マンション管理”(5段階評価で2.0)を除いて、概ね「理解した」(5段階評価で4.0以上)と回答する傾向にあった。

表1の(7)の「審査するにあたって、法律以外で必要だった知識」については、自由記述で得られた回答をKJ法に準じた方法で、カテゴリー分類した⁴⁾。その結果、「常識」(59%)、「調書等を理解し適切に判断する能力」(21%)、「良

心」(7%)の順で多かった。

表1の(8)の「審査の際、①～④(①被害の大きさ、②審査申立人の処罰感情、③社会に与える影響、④被疑者が裁判で有罪となる可能性)が判断に影響した程度」の評定値は、いずれの項目においても5段階評価で2.8～3.0の範囲にあり、「どちらともいえない」と判断する傾向がみられた。

表1の(8)の回答結果を審査した事案別にまとめたのが表3である。表3によると、“業務上過失致死傷(自動車運転過失致死傷)”の場合、いずれも平均2.9～3.2と「どちらともいえない」と回答する傾向にあった。“遺産相続”、“隣人問題”については、「有罪となる可能性」の評定値は2.0で「影響しなかった」、他の3項目については、4.0で「影響した」とする回答が得られた。“横領”、“マンション管理”、“個人情報流出”、“詐欺”については、各項目の評定値は低く、「影響した」と回答する傾向にある項目はみられなかった。

表1の(9)の「法律の専門家と同じように判断しようと思った程度」について5件法で求めた評定値は、平均が2.6であり、審査する際に法律の専門家と同じように判断する傾向はみられなかった。しかし、事案別にみると、“遺産相続”のみ評定値が5.0と高く、法律の専門家と同じように判断する傾向がみられた。

次に、表1の(8)の「審査の際に、①～④(①被害の大きさ～④被疑者が裁判で有罪となる可能性)が判断に影響した程度と、表1の(9)の「法律の専門家と同じように判断しようと思った程度」の評定値との間に、どの程度関連がみられるかを確かめるために、スピアマンの順位相関係数を求め、有意性検定を行った。表4はその結果である。表4によると、表1の(8)の①～④の4項目すべての評定値間の相関が有意であった(いずれも $p<.05$)が、表1の(9)の評定値と有意な相関がみられる項目はなかった

4) 回答の中には「知識」と異なる性質のものがみられたが、回答結果をそのまま分析した。

(p>.1)。

なお、「審査申立て人の口頭での意見陳述」については、「無」と回答した者が28人（100%）であった（未記入1人除く）。過半数の審査員が要求すれば申立人を呼び出し、直接、尋問することが可能であるが、口頭で申立人の意見陳述を聞いた者はいなかった。

表1の(10)の「審査の過程で発言できた程度」の評定値は、5件法で平均4.0であり、「発言できた」と回答する傾向にあった。

以上、審査する事案によっては「法律」の知識が必要であると考え、検察審査員は必ずしも法律の専門家と同じように判断しようとは考えないこと、「常識」にもとづいて判断する傾向が強いことが示された。

3. 検察審査会制度の改善点に対する認識

表1の(11)の「審査するにあたり、改善したらよいと思ったところ」については、自由記述で得られた回答をKJ法で、カテゴリー分類した。その結果、「文書（量の多さ、読みづらさ）」（34%）が最も多く、「任期期間が短い」（14%）、「法律等の知識の提供」（10%）、「時間的拘束が長い」、「審査の時間が短い」、「司法教育の充実」（いずれも7%）と続いた。

4. 検察審査会制度の意義に対する認識

表1の(12)の「検察審査会制度の意義」については、自由記述で得られ回答をKJ法で、カテゴリー分類した。その結果、「市民の常識的判断の司法への反映」（42%）が最も多く、「被害者の救済」（23%）、「検察の判断の妥当性のチェック」（23%）と続いた。

V. 考察

本研究の目的は、検察審査員経験者を対象とした調査を実施し、審査に影響した要因、検察

審査会制度に対する認識を明らかにすることであった。検討課題を順にみていく。

1. 検察審査員に選ばれる前の検察審査会についての知識

検察審査員候補者になる以前の検察審査会制度についての知識は低い傾向にあった。検察審査員候補者に選出されたときの説明の評価についても、十分に高いとはいえない（表1の(1)～(3)）。候補者になる以前に検察審査会制度についての知識があった者は、「説明内容」、「説明内容の理解」それぞれについて、「十分」、「理解できた」と回答する傾向にあったが、知識がなかった者についてはこの限りではない（表2）。誰もが検察審査員に選ばれる可能性があることを考えると、学校教育などで、検察審査員制度について理解を高める必要があるだろう。

2. 審査に影響した要因

判断するにあたり「法律の知識」が必要だったかについては、審査する事案によって異なった。「横領」、「マンション管理」、「遺産相続」を審査したケースで、法律の知識を必要と回答する傾向がみられた（表1の(5)）。必要な法律の知識については、多くの者は事務局から説明を受けており、その理解度は概ね高い。しかし、「マンション管理」について審査した者は、事務局以外の他者から説明を受けており、その理解度は低い（表1の(6)）。必要な法律の知識については、審査補助員の弁護士から教示を得ることが可能である（検察審査会法第39条の2）が、審査に必要な法律や資料について疑問を抱いた場合であっても、法律の専門家に聞くことを躊躇し、自分で解釈する審査員もいることが示唆された。五十嵐（2012）が指摘するように、審査補助員の増員と助言できる内容の明確化が必要だろう。また、法律の専門的知識を有さない市民は、教示されることで法律を理解したと認

表 1. 検察審査員経験者の回答結果

質問項目	回答結果
(1) 検察審査員になられる前、検察審査会の存在についてどの程度ご存知でしたか？ (1 全く知らなかった～5 よく知っていた)	平均 2.2 (SD=1.3)
(2) 検察審査員“候補者”に選ばれたときの説明会についてうかがいます。説明は十分になされたと思えますか？ (1 十分でなかった～5 十分になされた)	平均 3.8 (SD=0.9) (回答に抜けのあった 3 データを除く)
(3) 説明内容は十分に理解できましたか？ (1 全く理解できなかった～5 十分に理解できた)	平均 3.6 (SD=1.0) (回答に抜けがあった 1 データを除く)
(4) 検察審査員に選ばれて、どのような事案について審査されましたか？ (お差し支えない範囲で結構です) 複数の事案を審査された場合は、一番よく覚えている事案一つだけをお答えください。(自由記述)	①業務上過失致死傷 (自動車運転過失致死傷) 72% (21 人), ②横領 7% (2 人), ③マンション管理・④遺産相続・⑤隣人問題・⑥個人情報流出・⑦詐欺・⑧無記入各 2% (各 1 人)
(5) 審査の際に、法律の知識は必要でしたか？ (1 全く必要でなかった～5 非常に必要だった)	平均 3.2 (SD=0.8) ①業務上過失致死傷 (自動車運転過失致死傷) 3.1 (SD=0.9), ②横領 4.0 (SD=0), ③マンション管理 4.0, ④遺産相続 4.0, ⑤隣人問題 2.0, ⑥個人情報流出 3.0, ⑦詐欺 3.0, ⑧無記入 3.0
(5) で、“4” (必要), “5” (非常に必要だった) を選んだ方のみ イ) 必要だと思われた法律の知識は、誰かから説明を受けましたか？あるいは自分で調べましたか？ (自由記述) ロ) 必要だと思われた法律の知識は、十分理解できましたか？ (1 全く理解できなかった～5 十分に理解できた)	イ) 自分 3 人 (4.0, SD=1.0), 事務局と自分 3 人 (4.3, SD=0.6), 事務局 6 人 (3.8, SD=0.4), 事務局・自分以外 1 人 (2.0) ①業務上過失致死傷 (自動車運転過失致死傷): 事務局 6 人 (3.8, SD=0.4), 自分 2 人 (4.0, SD=1.4), 事務局と自分 1 人 (4.0), ②横領: 自分 1 人 (4.0), 事務局と自分 1 人 (4.0), ③マンション管理: 事務局・自分以外 1 人 (2.0), ④遺産相続: 事務局・自分 1 人 (5.0) ロ) 回答の平均、標準偏差は上記 (イ) の () 内に示した。
(7) 審査するにあたって、法律以外に必要な知識はありましたか？ (自由記述)	常識 59% (17 人), 調書等を理解し適切に判断する能力 21% (6 人), 良心 7% (2 人), その他 21% (6 人), 無 14% (4 人)
(8) 審査の際、①～④はあなたの判断にどの程度影響しましたか？ ①被害の大きさ, ②審査申立人の処罰感情, ③社会に与える影響, ④被疑者が裁判で有罪となる可能性 (1 判断に全く影響しなかった～5 判断に大きく影響した)	①被害の大きさ (3.0, SD=1.1), ②申立人の処罰感情 (2.8, SD=1.0), ③社会に与える影響 (3.1, SD=1.1), ④被害者が裁判で有罪となる可能性 (2.9, SD=1.1) (回答に抜けがあった 1 データを除く)
(9) 審査する際に、法律の専門家と同じように判断しようと思いましたか？ (1 全く思わなかった～5 強く思った)	平均 2.6 (SD=1.0) ①業務上過失致死傷 (自動車運転過失致死傷) 2.5 (SD=1.0), ②横領 3.0 (1.4), ③マンション管理 3.0, ④遺産相続 5.0, ⑤隣人問題 2.0, ⑥個人情報流出 3.0, ⑦詐欺 3.0, ⑧無記入 2.0 (回答に抜けの合った 1 データを除く)
(10) 審査の過程で、十分に発言できましたか？ (1 全く発言できなかった～5 十分に発言できた)	平均 4.0 (SD=0.9)
(11) 審査するにあたり、改善したらよいと思ったところはありますか？ (自由記述)	文書 (量の多さ, 読みづらさ) 34% (10 人), 任期期間が短い 14% (4 人), 審査員の選出方法 10% (4 人), 法律等の知識の提供 10% (4 人), 時間的拘束が長い 7% (3 人), 審査の時間が短い 7% (2 人), 司法教育の充実 7% (2 人), 専門家の指導必要なし 3% (1 人), その他 7% (2 人), 無 31% (9 人)
(12) 検察審査会制度の意義はどこにあると思いますか？ (自由記述)	市民の常識的判断の司法への反映 42% (11 人), 被害者の救済 23% (6 人), 検察の判断の妥当性のチェック 23% (6 人)

表 2. 検察審査会についての知識および説明の理解 () 内は人数

		検察審査員になる前の検察審査会制度についての知識		
		知らなかった 71% (22)	知っていた 26% (8)	どちらともいえない 3% (1)
説明内容	十分	59% (13)	100% (8)	0% (0)
	十分でない	9% (2)	0% (0)	0% (0)
	その他	32% (7)	0% (0)	100% (1)
説明内容理解	できた	59% (13)	100% (8)	0% (0)
	できなかった	27% (6)	0% (0)	100% (1)
	その他	14% (3)	0% (0)	0% (0)

表 3. 審査した事案別の判断への影響 () 内は標準偏差

	被害の大きさ	審査申立人の 処罰感情	社会に与える影響	有罪となる可能性
業務上過失致死傷 21人 (自動車運転過失致死傷)	3.10 (1.12)	2.85 (.99)	3.20 (1.11)	3.05 (1.05)
横領 2人	2.50 (2.12)	2.50 (2.12)	3.00 (1.41)	3.00 (1.41)
マンション管理 1人	2.00	2.00	2.00	3.00
遺産相続 1人	4.00	4.00	4.00	2.00
隣人問題 1人	4.00	4.00	4.00	2.00
個人情報流出 1人	2.00	2.00	2.00	2.00
詐欺 1人	2.00	2.00	1.00	1.00

(1 判断に全く影響しなかった～5 判断に大きく影響した)

表 4. 回答間の相関係数と有意性検定の結果

	1	2	3	4
1 被害の大きさ	1			
2 処罰感情	.61 **	1		
3 社会に与える影響	.72 **	.70 **	1	
4 有罪の可能性	.45 **	.59 **	.47 *	1
5 法律家と同じ判断	-.09	-.12	-.13	-.00

(N=29) * $p < .05$, ** $p < .01$

識した場合であっても実際には理解度が十分でない（山崎・仲 2008）ことから，法律の説明は，慎重に行う必要があるだろう。

「審査するにあたって，法律以外に必要な知識」として 59% が「常識」を挙げていた（表 1 の (7)）こと，「被疑者が裁判で有罪となる可能性」が判断に影響を及ぼす傾向になかった（表 1 の (8)）ことは，法の実務家の判断と異なる傾向を示すものである。また，「審査に法律の知識が必要」

という認識があっても，必ずしも，「法律の専門家と同じように判断しようと思わなかった」ことについても同様である。“横領”，“マンション管理”の事案にあたった者は，“遺産相続”にあたった者と同様に，「審査の際に法律の知識が必要だった」と回答していた（表 1 の (5)）が，“遺産相続”を審査した者とは異なり，「法律の専門家と同じように判断しようと思った」という回答はみられなかった（表 1 の (9)）。

さらに、判断に影響した程度の評定値について、「被害の大きさ」、「申立人の処罰感情」、「社会に与える影響」、「有罪となる可能性」のいずれの項目間にも有意な相関がみられる一方で、これらの項目と「法律家の判断」との間にはいずれも有意な相関がみられなかった（表4）ことは、検査審査会経験者の「有罪となる可能性」についての認識が、「法の実務家」とは異なる可能性を示唆するものである。

「審査の過程で発言できた程度」に対しては、「できた」と回答する傾向にあった（表1の(10)）。しかし、この結果は、本調査が検査審査協会所属の会員を対象にしており、検査審査会制度に対して肯定的な印象をもち、積極性のある方々だったことも影響したのかもしれない。

3. 検査審査会制度の改善点に対する認識

改善すべき点として取り上げられたのは、上述の法の実務家が挙げていた改善点とは異なっていた。（表1の(11)）「文書（量の多さ、読みづらさ）」が最も多くあげられた。しかし、事案によっては、審査するのに必要な情報量を減らすことは困難であると思われる。「（審査することに慣れてきた頃に任期が終了するのではなく）任期期間を長くすること」、「（真摯に任務を果たそうとする）審査員の選出の仕方」、「法律等の知識の提供を充実すること」など、改善すべき点としてあげられた事象は、検討の余地があるだろう。

4. 検査審査会制度の意義に対する認識

検査審査会制度の意義（表1の(12)）については、「市民の常識的判断の司法への反映」（42%）、「被害者の救済」（23%）が挙げられた（表1の(12)）。これらは、上述の今関(2011)や中島(2013)の検査審査会制度に対する認識とは、異なるものである。「検察の判断の妥当性のチェック」についても23%が挙げているが、このことが、必

ずしも法の実務家と同じ観点からのチェックを意味しないことは、「審査する際に、法律の専門家と同じように判断」する傾向がみられなかった（表1の(9)）ことから示唆される。

VI. まとめ

本研究は、検査審査協会所属の皆様にご協力いただいた。協力者の中には、検査審査員を務めてかなりの年月が経過した方もおられ、検査審査会の議決に拘束力が付与されて以降に審査にあたった方は、31人中3人のみであった。したがって、現在の検査審査会制度のもとでの判断傾向を一般化するには限界がある。また、データ数の少なさのため、得られた結果を一般化することは難しい。しかし、本調査によって、検査審査員の判断の一端を垣間見ることができた。すなわち、法の実務家と市民の司法判断の齟齬には、後者が「常識」「被害者の救済」に検査審査会制度の意義を見出す傾向にあること、「被疑者の擁護」という視点がみられないこと、「法律の知識が必要である」と思われる事案であっても法的観点で判断する傾向にないことが大きな要因となる可能性が示唆された。

協力者の過半数が審査にあたった時代背景をみると、犯罪被害者をとりまく状況の変化が挙げられる。浜井・Ellis (2009)によると、1900年代の半ば以降、日本被害者学会を中心に犯罪被害者に対する支援が行われ始め、警察庁が長官官房に犯罪被害者対策室を設置して犯罪被害者や遺族に対する情報提供を行い、マスコミの犯罪報道も加害者から被害者に焦点が当てられはじめた。宮澤 (2009) は、2000年に設立された全国犯罪被害者の会が、日本の犯罪被害者運動に質的变化をもたらしたと指摘する。そして、メディアによってその活動がフォローされた犯罪被害者の会は、政策形成過程において世論を代表する地位を獲得し、その結果2007年の刑事

訴訟法の改正⁵⁾に結びついていたとしている。協力者の72%が審査にあたった“自動車運転事故”に関しては、2001年に危険運転致死傷罪が設けられたが、葦名(2005)は、この立法目的が交通事故を減らすことよりも「被害者をはじめとする国民の要望」による「事案の実態に即した刑罰の実現」であると指摘する。こうした時代背景が、協力者の検察審査員としての判断に少なからず影響を及ぼした可能性が考えられる。

本研究の結果から、被害の大きさ、処罰感情、社会与える影響、有罪の可能性の4つの事象は、有意な相関関係がみられた。同様の傾向は、ここ数年の検察審査会の議決にもみられる。強制起訴となった上記9件の事案はいずれも世間の耳目を集めたが、とくに明石歩道橋事故、JR福知山線脱線事故、東京電力福島第一原発事故は、被害が大きく、社会に与える影響は大きかった。春日(2012)は、被害者が多数にのぼる甚大な事故の場合、刑事罰による必要性が強調され、関係者に対する厳罰が主張されるとしている。被害の大きさは、「被害者の救済」という観点を強める一方、「被疑者の擁護」という観点を弱める可能性が考えられる。

法の実務家と市民の司法判断の齟齬を解消するためには、どの程度、「被害者の救済」あるいは「被疑者の擁護」を重視するののかについて、両者が一致することが重要だと思われる。しかし、それは容易なことではないかもしれない。少なくとも、現在明確でない検察審査会の起訴の判断基準をある程度明確にするために、議論を深めることは必要だろう。

謝辞

本研究にご協力いただいた検察審査協会の皆様に、心より感謝申し上げます。

本研究は、科学研究費（課題番号 24101506）の助成を受けています。

引用文献

- 葦名ゆき(2005) 自動車運転による死傷事犯に関する刑法改正—審議過程の紹介と分析. 交通法科学研究会(編) 危険運転致死傷罪の総合的研究, 60-74.
- 福井厚(2013) 刑事司法への市民参加の意義. 京女法学, 4, 1-24.
- 浜井浩一・Ellis, T. (2009) 第4章 日本における厳罰化とポピュリズム マスコミと法務・検察の役割, 被害者支援運動. 日本犯罪社会学会(編) グローバル化する厳罰化とポピュリズム, 90-127.
- 五十嵐二葉(2012) 検察審査会をどうするか. 法と民主主義, 468, 50-55.
- 今関源成(2011) 検察審査会による強制起訴. 法律時報, 1033, 1-3.
- 春日勉(2011) 検察審査会の在り方と「市民性」について考える. 法と民主主義, 457, 58-63.
- 春日勉(2012) 嫌疑不十分と強制起訴一起訴議決に現れた「市民性」と「起訴の基準」. 神戸学院法学, 41(3・4), 195-225.
- 川喜田二郎(1967) 発想法. 中央公論社.
- 川喜田二郎(1970) 続 発想法. 中央公論社.
- 毎日新聞(2010) クローズアップ2010:元JR西3社長, 起訴へ 先行する「市民感覚」, 3月27日大阪朝刊, 3面 [清水直樹].
- 毎日新聞(2014) クローズアップ2014: 東電首脳の実任重視 元会長ら「起訴相当」検察審, 「安全神話」批判, 8月1日東京朝刊, 3面 [近松仁太郎, 山下俊輔].
- 宮澤節生(2000) 第6章 日本のポピュリズム刑事政策は後退するか 討論者として. 日本犯罪社会学会(編) グローバル化する厳罰化とポピュリズム, 183-200.
- Myers, B. and Greene, E. (2004) The prejudicial nature of victim impact statements. *Psychology Public Policy, and Law*, 10 (4), 492-515.
- 中島宏(2013) 検察審査会と公訴のあり方. 法学セミナー, 58 (3), 14-17.
- 仲真紀子(2009) 裁判員制度と心理学—被害者に関する情報の影響について—. 刑法雑誌, 48 (3), 85-100.
- 裁判所(2014) 検察審査会の概要. 裁判所, (2014年

5) 刑事裁判で被害者や被害者遺族が意見を述べられるようになった。

- 11月28日取得 http://www.courts.go.jp/kensin/seido_gaiyo/index.html).
- 司法研修所(編)(2012) 裁判員裁判における量刑評議の在り方について. 法曹界.
- 山崎優子・石崎千景(2011) 報道情報が裁判員の法的判断に及ぼす影響に関する心理学的研究. 放送文化基金(2015年12月25日取得 <http://www.hbf.or.jp/grants/pdf/j%20i/20-ji-yamasaki.pdf>).
- 山崎優子・仲真紀子(2008) 「未必の故意」に関する教示が司法修習生と大学生の裁判理解および法的判断に及ぼす影響. 法と心理, 7(1), 8-18.
- 読売新聞(2016) [スキャナー] 巨大津波の予見可能性 焦点 東電元会長ら強制起訴. 3月1日東京朝刊3面.
- 読売新聞(2014) 検察審査会制度知って. チラシ配布 PR 和歌山 = 和歌山, 10月31日大阪朝刊32面.

(受稿日: 2016. 6. 1)

(受理日 [査読実施後]: 2016. 9. 27)

Original Article

Empirical Research on Civil Judgment for the Inquest of Prosecution

YAMASAKI Yuko¹⁾, ISHIZAKI Chikage²⁾ and SATO Tatsuya³⁾

(Institute of Human Sciences, Ritsumeikan University¹⁾ / Faculty of Law, Kyushu International

University²⁾ / College of Comprehensive Psychology, Ritsumeikan University³⁾)

The decision of the Committee for the Inquest of Prosecution, which is a Japanese grand jury, attained legal status in 2009 and increased the chance that public opinion would reflect justice. But there is controversy regarding the validity of their decisions, such as when public opinion and the law disagree or the potential harmful effects of indicting a suspect without conviction of his guilt. The purpose of this research is to survey people with judicial experience as a Japanese grand juror and to clarify the facts influencing their judgment and their recognition of the system. The results revealed that they had a way of judging based on common sense and that they didn't always judge based on the law even when they found it necessary to understand that law. And it revealed that they had thoughts about improving the Japanese grand jury system, including documentation, the shortness of the tenured period, the means of member selection, and the method of offering legal knowledge, etc. They also tended to admit the institutional point in regards to citizen's commonsense judgement and in giving relief to victims.

Key Words : Japanese grand jury, public opinion, relief of victims

RITSUMEIKAN JOURNAL OF HUMAN SCIENCES, No.35, 81-91, 2017.
